

最近の最高裁判例の動向調査（５）

にしざわ としお
行政監視委員会調査室 西澤 利夫

本号では、第290号に引き続き、平成21年上期(1月～6月)の最高裁判例を取り上げる。この間は、商事法関係が少なく、民事法・その他が圧倒的に多かった。また、違憲判決はなかった。社会的に注目された判決として、商事法関係では、共同相続人の1人が金融機関に預金口座の取引経過の開示を求めた訴訟で、他の共同相続人全員の同意がなくても金融機関は開示すべき義務を負うとした1月22日の第一小法廷判決、社員株主制度を採用する新聞社のいわゆる持株会が、従業員から株式を額面額で買い戻す旨の合意を有効とした2月27日の第三小法廷判決、夫婦が同時に死亡した場合、遺族の誰が保険金を受取れるのかが争われた訴訟で、指定受取人(妻)の法定相続人であって被保険者の死亡時に生存する者が保険金受取人になるとした6月2日の第三小法廷判決などがあった。

民事法・その他では、不開示とされた文書を裁判所だけが見て可否を判断する非公開審理(インカメラ審理)が許されるかが争われた情報公開訴訟で、民事訴訟の基本原則に反するから、明文の規定がない限り許されないとした1月15日の第一小法廷決定、満員電車内で女子高生に痴漢をしたとして強制わいせつ罪に問われた大学教授の事件で、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があるとし、原判決を破棄し、無罪を言い渡した4月14日の第三小法廷判決、市立小学校の児童が教員から体罰を受けたとして、市に国家賠償法に基づく損害賠償を求めた訴訟で、教員による有形力の行使が学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないとした4月28日の第三小法廷判決、女性を殺害し、時効成立後に自首した男に対し遺族が損害賠償を求めた訴訟で、その後相続人が確定した時から6か月内に損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法724条後段(除斥期間)の規定の効果は生じないとした4月28日の第三小法廷判決などが挙げられる。

8. 平成21年上期(1月～6月)の最高裁判例の概要

(1) 商事法関係

ア 平成21年1月22日第一小法廷判決 取引経過の開示に他の相続人全員の同意不要
遺産相続をめぐる争っている相続人の1人が、被相続人が預金契約を締結していた金融機関に対し、他の相続人全員の同意がなくても被相続人名義の預金口座の取引経過の開示を求めることができるかが争われた訴訟の上告審判決が1月22日、最高裁第一小法廷であった。同小法廷は、「預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さを判断するについて必要不可欠である」とした上で、「金融機関は、預金者の求めに応じて取引経過を開示すべき義務を負う」とし、金融機関側の上告を棄却した。

また、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の1人は、預金債権の一部を相続に

より取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができるというべきであり、他の相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない」とした。

訴えていた男性は死亡した父及び母の共同相続人の1人であるが、他の相続人が管理していた母親名義の預金口座に不自然な出入金があったため、預金口座の取引経過の開示を求めた。しかし、金融機関側は他の共同相続人全員の同意がないとしてこれに応じなかった。一審・東京地裁は法的根拠がないとして請求を棄却したが、二審・東京高裁は開示を命じ、金融機関側が上告していた。「金融機関は通常、守秘義務などを理由に、相続人全員の同意がなければ口座の出入金記録を開示しておらず、金融機関の実務に影響を与えそう」(1月22日付読売新聞夕刊)である。

イ 平成21年1月22日第一小法廷判決 時効の起算点は「取引が終了した時」

利息制限法の制限を超えて支払った過払金の返還を求める際、どの時点までさかのぼって請求できるか(消滅時効の起算点)が争われた訴訟の上告審判決が1月22日、最高裁第一小法廷であった。信販会社と借り手の男性は、1個の基本契約に基づき、継続的に借入れと弁済を繰り返す金銭消費貸借取引を行っていた。基本契約は、過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意(過払金充当合意)を含むものであった。

同小法廷は、「一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまではその都度請求することはせず、その後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれている。同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害になる。したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行する」との初判断を示し、信販会社側の上告を棄却した。

過払金の返還請求訴訟では、「返還請求権の時効の開始時点について、過払金の発生時とするか、取引の終了時とするかで、下級審判断が分かれていた。過払金返還が時効で消滅するケースがほぼなくなることになり、借り手に有利な判断となった」(1月23日付読売新聞)とされる。

ウ 平成21年2月17日第三小法廷判決 株式譲渡訴訟で日経側の勝訴確定

日経新聞社の社員株主制度をめぐる、元社員同士の株式譲渡が認められるかが争われた訴訟の上告審判決が2月17日、最高裁第三小法廷であった。同社は、定款によって、株式の譲渡には取締役会の承認を要する旨規定するとともに、日刊新聞法に基づき、株式の譲受人は同社の事業に関係ある者に限ると規定していた。また、同社は、株式の保有資格を原則として現役の従業員又は役員に限定し、退職又は死亡により資

格を失ったときなどには現役の従業員等に当該株式を引き継がせることを内容とする「社員株主制度」を採用。同社には、いわゆる持株会が設立されており、譲渡価格を額面額とし、保有資格を失ったとき又は個人的理由で売却する必要が生じたときは、持株会が額面額で買い戻すという「株式譲渡ルール」が成立していた。

同小法廷は、本件株式譲渡ルールについて、「社員株主制度を維持することを前提に、これにより譲渡制限を受ける株式を持株会を通じて円滑に現役の従業員等に承継させるため、持株会が額面額でこれを買戻すこととしたもので、その内容に合理性がないとはいえない」とした上で、「もともと市場性がなく、譲渡する際の価格のみならず、取得する際の価格も額面額とするものであったから、損失を被るおそれもない反面、将来の譲渡益を期待し得る状況にもなかつた。上告人は、本件株式譲渡ルールの内容を認識した上、自由意思により額面額で買い受け、そのルールに従う旨の合意をしたものであって、株式を取得することを事実上強制されていた事情はうかがわれない。株式譲渡ルールに従う旨の本件合意は、会社法の規定に反するものではなく、公序良俗にも反しないから有効というべき」とし、元社員側の上告を棄却した。

「新聞社の独立を守る観点から、新聞社の株式譲渡先を事業関係者に限定できるとした日刊新聞法の理念に沿う判断といえる。欧米で新聞社の買収が珍しくなくなった現在、独立を株式の面から守ろうとしてきた新聞社の方針に最高裁が理解を示した意義は小さくない。判決は、たとえ経済的な制限を伴っても公益に奉仕するという使命の重さを新聞業界に改めて意識させた」(2月18日付読売新聞)とされる。

エ 平成21年6月2日第三小法廷判決 夫婦同時死亡の場合の保険金受取人

生命保険の契約者兼被保険者である夫と、夫によって保険金の受取人と指定された妻(指定受取人)とが同時に死亡した場合、遺族の誰が保険金を受け取れるのかが争われた訴訟の上告審判決が5月2日、最高裁第三小法廷であった。夫婦の間に子はなく、いずれの両親も既に死亡。夫には弟、妻には兄がそれぞれ1人いた。本件は、妻の兄が、商法676条2項の規定により保険金受取人になったとして、保険会社に保険金等の支払いを求めた事案である。会社側は、夫と夫によって保険金受取人と指定された妻とが同時に死亡した場合には、同項の規定を適用するに当たっては、指定受取人が先に死亡したものと扱うべきであるから、夫の弟も保険金受取人となるはずであるのに、妻の兄のみを保険金受取人とした原審の判断には誤りがあると主張した。

これに対し、同小法廷は、「同項にいう『保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人』とは、指定受取人の法定相続人又はその順次の法定相続人であつて被保険者の死亡時に生存する者をいい、生存していなかった者は法定相続人になる余地はない」とした上で、「指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人になるべき者とが同時に死亡した場合において、その者又はその相続人は同項にいう『保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人』には当たらない。保険金受取人は指定受取人の兄である被上告人のみとなる」と述べ、保険会社の上告を棄却した。最高裁の判決は、「対応にばらつきがあった保険会社の実務に影響を与えそう」(5月2日付東京新聞夕刊)である。

(2) 民事法・その他

ア 平成 21 年 1 月 15 日第一小法廷決定 裁判所による「インカメラ審理」を否定

沖縄国際大の敷地内に米軍のヘリコプターが墜落した平成 16 年の事故をめぐり、日米両政府間であった協議の情報公開を求めた訴訟で、不開示とされた文書を裁判所だけが見て開示の可否を判断する事実上の非公開審理（インカメラ審理）が許されるかが争われたが、最高裁第一小法廷は 1 月 15 日、インカメラ審理を認めた原審・福岡高裁の決定を破棄し、相手方の検証物提示命令の申立てを却下する決定をした。原審は、「情報公開法は明文の規定を設けていないが、インカメラ審理を全く許容しない趣旨ではなく、行政文書の開示、不開示に関する最終的な判断権者である裁判所が、その職責を全うするために直接見分することが不可欠と考えた場合にまで、インカメラ審理を否定するいわれはない」とし、不開示とされた文書を裁判所に提示するよう命じた。このため、国側が最高裁に抗告していた（許可抗告事件）。

第一小法廷は、原審の判断を否定し、「訴訟で用いられる証拠は当事者の吟味、弾劾の機会を経たものに限られるということは民事訴訟の基本原則。不開示事由該当性を判断するため証拠調べとしてのインカメラ審理を行った場合、原告は文書の内容を確認した上で弁論を行うことができず、被告も文書の内容を援用しながら弁論を行うことができない。裁判所がインカメラ審理の結果に基づき判決をした場合、当事者が上訴理由を的確に主張することが困難になる上、上級審も原審の判断の根拠を直接確認できないまま原判決の審査をしなければならない。このように、民事訴訟の基本原則に反するから、明文の規定がない限り、許されない」との初判断を示した。

一方、「新たな立法によって情報公開訴訟にインカメラ審理を導入することは、裁判の公開を保障する憲法 82 条に違反するものではなく、訴訟制度構築に係る立法裁量の範囲。国民の知る権利の具体化として認められた行政文書開示請求権の司法上の保護を強化し、裁判の信頼性を高め、憲法 32 条の裁判を受ける権利をより充実させるもの」（泉裁判官）「情報公開・個人情報保護審査会の手続にインカメラ審理を導入する一方で情報公開訴訟にこれを欠いていることは、最終的には司法判断によつた情報公開制度の趣旨にそぐわない。情報公開制度を実効的に機能させるために検討されることが望まれる」（宮川裁判官）とする補足意見があった。

現行法上は、裁判所によるインカメラ審理を定めた規定としては、民事訴訟法 223 条 6 項及び 232 条 1 項等があるが、これらの規定は、裁判所が文書提出義務又は検証物提示義務の存否を判断するためのものである。証拠調べとしてのインカメラ審理を行うことができるとする明文の規定は存在しない。今回の決定により、現行法の下では、解釈上も認められないことが明確となった。このままでは、裁判所は、一方当事者である行政機関の意見など周辺の資料に依拠して、不開示事由該当性を判断せざるを得ない状況は変わらないことになる。直接問題となった文書を見ないと、責任を持って適正な判断を迅速に行うことは困難ではないかと思われる。

ところで、情報公開・個人情報保護審査会については、現在インカメラ審理の権限を与えられている（同審査会法 9 条 1 項は、「諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人

情報の提示を求めることができる」と規定)。諮問庁から独立した第三者性を持った機関として、的確な判断を行うためである。情報公開訴訟においては、最終的には司法判断によって決めることとした情報公開制度の趣旨からすれば、裁判所についても同様の調査権限を付与すべきと考える。今回の決定を機に、国民の知る権利を具体化した情報開示請求権の司法上の保護の充実強化を図るため、国会においても、立法化に向けた議論を展開していくことが必要と思われる。

イ 平成 21 年 3 月 9 日第二小法廷判決 最高裁長官が異例の小法廷参加

自動販売機でアダルトDVDなど有害図書類を販売することを規制する福島県青少年健全育成条例が違憲かどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第二小法廷は3月9日、「有害図書類の自動販売機への収納を禁止し、その違反に刑罰を科すことは、有害な環境を浄化するための必要やむを得ないものであって、違憲ではない」として業者側の上告を棄却した。なお、本件機器は客が18歳未満の者であるかどうかを判定するための監視センターに設置されたモニター等による監視機能を備えているから、条例にいう自動販売機には当たらないとの主張については、「対面販売の実質を有しているということはできず、本件機器が自動販売機に該当することは明らか」とした。

ちなみに、本件では、竹崎博充長官が審理に参加したことが大きく報道された。最高裁長官は「大法廷と司法行政に専念することが慣例で、横田正俊・第4代長官(66~69年)が参加した以降は小法廷の審理にほとんどかかわっておらず、小法廷で判決を言い渡すのは極めて珍しい」(3月10日付朝日新聞)からであった。

ウ 平成 21 年 3 月 16 日第二小法廷判決 改正道交法の適用ミスで非常上告で救済

運転免許の制限を超える排気量の軽トラックを運転した女性が、平成19年6月の改正道交法施行後は「免許条件違反」で1万5,000円の反則金納付で済むはずなのに、「無免許運転」の罪で罰金20万円を納付させられたのは法令違反として、最高裁第二小法廷は3月16日、水戸簡裁の略式命令を破棄、公訴を棄却する判決を言い渡した。女性は「軽自動車は排気量360CC以下に限る」との条件付きの免許を所有。平成19年12月、女性は摘発され、水戸区検が法改正(こうした場合に「無免許運転」とみなす規定が削除)に気付かず、無免許運転で略式起訴。水戸簡裁が略式命令を出し、平成20年1月に確定。警察の指摘でミスに気付いた検察側が「非常上告」の手続きを取っていた。納付済みの罰金は女性に返還される。非常上告が現実に発動されることは少なく(平成18年度は2件)、傾向としては簡裁での略式命令事件が多い。

エ 平成 21 年 3 月 16 日第三小法廷判決 防衛庁汚職で元副本部長の実刑確定

防衛装備品の納入に絡み、背任や加重収賄などの罪に問われた防衛庁(当時)調達実施本部の副本部長の上告審で、最高裁第三小法廷は3月16日、被告人の上告を棄却した(懲役4年、追徴金約838万円とした実刑判決が確定)。被告人は在職中、A社のB及びCから請託を受け、水増し請求が発覚したA社の関連会社や子会社からの返還

額を過少に確定させるなどし、国に計約 35 億 4,000 万円の損害を加えた(背任)。また、その見返りに現金 300 万円を受け取ったとされる(加重収賄)。さらに、退職後、別の A 社関連会社に非常勤の顧問として天下り、顧問料名目で計約 538 万円の報酬を受け取っていた(事後収賄)というもの。被告人側は、顧問料としての報酬について、「当時慣例として行われていた手続によるものであり、就任後その任務を遂行しているから、正当な報酬であり、賄賂性がない」と主張したが、同小法廷は「顧問としての実態が全くなかったとはいえないとしても、各不正行為と対価関係にあるというべきである。原判決が事後収賄罪の成立を認めたのは正当」とした。

オ 平成 21 年 3 月 26 日第一小法廷判決 催涙スプレー携帯の男性に逆転無罪

催涙スプレーを隠して携帯していたとして、軽犯罪法違反の罪に問われた男性会社員の上告審判決で、最高裁第一小法廷は 3 月 26 日、「本件のような事実関係の下では、隠匿携帯は正当な理由によるものであったというべきである」とし、科料 9,000 円に処した原判決及び第一審判決を破棄し、被告人を無罪とした。男性は、職務上の必要から、護身用に製造された小型の催涙スプレーを入手し、健康上の理由で行う深夜路上でのサイクリングに際し、専ら護身用としてズボンのポケット内に入れていた(隠匿携帯)というもの。同小法廷は、本件スプレーが同法 1 条 2 号にいう「人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用される器具」に該当することは明らかとした上で、隠匿携帯が「正当な理由」があったかを検討。同号にいう「正当な理由」があるというのは、「器具を携帯することが、職務上又は日常生活上の必要性から、社会通念上、相当と認められる場合をいい、これに該当するか否かは、器具の用途や形状・性能、隠匿携帯した者の職業や日常生活との関係、隠匿携帯の日時・場所、態様及び周囲の状況等の客観的要素と、隠匿携帯の動機、目的、認識等の主観的要素とを総合的に判断すべきもの」とし、本件の場合は「正当な理由」があったと判断した。

カ 平成 21 年 4 月 14 日第三小法廷判決 電車内の痴漢事件で逆転無罪判決

満員電車内で女子高生に痴漢をしたとして強制わいせつ罪に問われた防衛医大教授の上告審判決で、最高裁第三小法廷は 4 月 14 日、「判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認がある」とし、懲役 1 年 10 月の実刑とした一、二審判決を破棄し、無罪を言い渡した。判決は 5 裁判官中 3 人の多数意見。教授は捜査段階から一貫して否認し、公判でも無罪を主張していた。同小法廷は、「満員電車内の痴漢事件においては、物的証拠等の客観的証拠が得られにくく、被害者の供述が唯一の証拠である場合が多い上、被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、有効な防御を行うことが容易ではないという特質を考慮した上で特に慎重な判断が求められる」と指摘。供述の信用性を全面的に肯定した一、二審の判断は、「必要とされる慎重さを欠くものというべきで、是認することができない。被告人が控訴事実記載の犯行を行ったと断定するには、なお合理的な疑いが残るというべきである」とした。

補足意見で那須裁判官は、「供述を補強する証拠等が存在しないにもかかわらず有

罪の判断に踏み切るについては、『合理的な疑いを超えた証明』の視点から問題がないかどうか、格別に厳しい点検を欠かせない」とした上で、「本件では『合理的な疑いを超えた証明』がなされておらず、『疑わしきは被告人の利益に』の原則を適用して、無罪とすべき」とした。一方、反対意見の堀籠裁判官は、「原判決の認定には、論理則や経験則に反するところはなく、事実誤認はないというべきである。本件上告は棄却すべき」とした。いずれにせよ、「被害証言を補強する他の証拠を求める内容と言え、捜査や公判に大きな影響を与えそう」（4月15日付毎日新聞）である。

ちなみに、やはり被害者の証言の信用性が争点となっていた痴漢事件の控訴審判決で、東京高裁は6月11日、懲役1年4月の実刑とした一審・東京地裁判決を破棄し、無罪を言い渡した。「乗車中の男性の手の位置や、被害者との位置関係などを検討。被害供述の信用性を認めず、犯人が別人の可能性があると判断、被害者供述の信用性を認めた一審判決を破棄した」（6月12日付日経新聞）とされる。これは最高裁判決が、満員電車内の痴漢事件について、「被害者の供述が唯一の証拠である場合が多い上、被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、有効な防御を行うことが容易ではないという特質を考慮した上で特に慎重な判断が求められる」としたのを受けて、その後の審理が進められた結果と思われる。

キ 平成21年4月17日第二小法廷判決 出生届不受理の子の住民票記載義務なし

出生届を受理されなかった女兒と事実婚の両親が、世田谷区長に対し、住民票の記載をしない旨の応答や不作為が違法であるとして、損害賠償等を求めるとともに、応答の取消しを求めた訴訟で、最高裁第二小法廷は4月17日、両親らの上告を退ける判決を言い渡した。両親は非嫡出子という用語を差別用語と考えていたことから、出生届には嫡出子又は非嫡出子の別を記載する欄が空欄になっているなどの不備が認められた。区長は、これらの不備の補正を命じたが拒絶されたため、出生届を受理しないこととし、住民票の記載をしない旨の応答をしたのである。

同小法廷は、本件応答について、「法令に根拠のない事実上の応答にすぎず、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない」とし、取消しを求める訴えは不合法として却下すべきであるとした上で、本件応答や不作為の違法性については、「市町村長は、原則として、出生届の届出義務者にその提出を促し、戸籍の記載に基づき住民票の記載をすれば足りる。それが社会通念に照らして著しく困難であり又は相当性を欠くなどの特段の事情がある場合には、職権調査による方法で住民票の記載をすべきことが義務付けられる」との初判断を示し、「出生届を提出しないことにやむを得ない合理的な理由があるとはいえず、特段の事情があるということもできない。住民票の記載をしていないことは、住民基本台帳法等の規定に違反するものではない」とした。

ク 平成21年4月21日第三小法廷判決 カレー毒物混入事件で死刑確定

和歌山市で平成10年7月、自治会の夏祭りに際して、カレーの入った鍋に猛毒の亜硫酸を混入し、67名を急性砒素中毒にり患させ、うち4人を殺害した「カレー毒物

混入事件」で最高裁第三小法廷は4月21日、殺人罪などに問われた被告人の上告を棄却する判決を言い渡した。本件においては、被告人が関与を全面的に否認し、直接証拠もない中で、亜硫酸の鑑定結果や犯行当日の目撃情報などの状況証拠(間接証拠)の評価が大きな争点となった。同小法廷は、事実認定について、検察側が丹念に積み上げた約1,700点の状況証拠を総合することによって、「被告人が犯人であることは、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されている。なお、犯行動機が解明されていないことは、この認定を左右するものではない」とした。

量刑についても、「本事件の罪質は極めて悪く、態様の卑劣さ、残忍さも論を待たない。被害者には何の落ち度もないのに殺害されたもので、無念さは察するに余りある。遺族らの処罰感情が厳しいのは当然のこと。刑事責任は極めて重大であり、原判決が維持した一審判決の死刑の科刑は、是認せざるを得ない」とした。

ケ 平成21年4月28日第三小法廷判決 教員による有形力行使が体罰に該当せず

市立小学校の2年生であった男児が、教員から体罰を受けたとして、市に国家賠償法に基づく損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第三小法廷は4月28日、「体罰に当たらない」として、原判決を破棄、一審判決を取り消し、男児の請求を棄却する逆転判決を言い渡した。判決などによると、教員は、悪ふざけをしていた児童らを注意した後、職員室に向かおうとしたところ、後ろからでん部を蹴られた。これに立腹し、児童を捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ」と叱った。その後、男児は夜中に泣き叫び、食欲が低下するなどの症状が現れ、病院で治療を受けるなどした。その後徐々に回復。その間、母親は長期にわたって抗議行動を続けた。

一審判決は、体罰に当たると判断し、男児の症状と心的外傷後ストレス障害(P T S D)との因果関係を認め、市に約65万円の支払いを命じた。二審も体罰に当たるとしたが、P T S Dとの関係は認めず、賠償額を約21万円に減額した。これに対し、同小法廷は、「本件行為は、有形力の行使ではあるが、これからは悪ふざけをしないよう指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らか。やや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行う教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではない」と判断した。今回の判決は、「教師が直接手を下す『有形力の行使』が学校教育法の禁じる体罰に当たらない事例があり得ることを示した最高裁の初判断で、教育現場に影響を与えそう」(4月28日付日経新聞夕刊)である。

コ 平成21年4月28日第三小法廷判決 除斥期間の規定の適用を制限

昭和53年に足立区立小学校の女性教諭を殺害し、自宅の床下に埋め、時効成立後に自首した元警備員の男に対し、遺族が損害賠償を求めた訴訟の上告審判決が4月28日、最高裁第三小法廷であった。不法行為から20年が経過したことによって、民法724条後段の規定に基づき損害賠償請求権が消滅したか否かが争われた。

同小法廷は、これまでの判例に従い、「民法 724 条後段は除斥期間を定めたもの。裁判所は、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により消滅したものと判断すべき」とした上で、民法 160 条(相続財産に対する時効の停止)を引用。「その趣旨は、相続人が確定しないことにより権利者が時効中断の機会を逸し、時効完成の不利益を受けることを防ぐことにある」と指摘。これに対し、724 条後段の規定を字義どおりに解すれば、「加害者が、相続人に被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人が事実を知ることができず、除斥期間が経過した場合にも、相続人は一切の権利行使が許されず、相続人が確定しないことの原因を作った加害者は損害賠償義務を免れるということは、著しく正義・公平の理念に反する」と指摘。「相続人を保護する必要があることは前記時効の場合と同様であり、その限度で 724 条後段の効果を制限することは条理にもかなう」と述べた。

その上で、「その後相続人が確定した時から 6 か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法 160 条の法意に照らし、同法 724 条後段の効果は生じないと解するのが相当である」とし、男の上告を棄却した。本判決(全員一致)には、「民法 724 条後段の規定は、時効と解すべきであって、本件においては民法 160 条が直接適用される結果、被上告人らの請求は認容されるべきものとする」とする田原睦夫裁判官の意見が付されている。それによれば、「学界では、平成元年判決に対しては批判が強く、今日では、時効期間を定めたものと解する説が多数を占めており、また、近年、債権法改正の一環として時効制度の見直しを含めた法改正がなされたドイツ、フランス、オランダ等の欧州諸国においても、民法 724 条と同様、二重の期間制限を設ける場合において、長期の期間については、何れも『時効』とする制度が設けられている」とされる。

民法 724 条後段の規定を除斥期間を定めたものと解するのか、時効説が正しいのかの判断は難しいが、いずれにせよ民事に関する基本法の分野で解釈が分かれる事態は好ましくない。現在、法務省は、契約ルールなどの現代化に向けた「債権法」抜本改正に取り組んでいるところであり、「法制審議会の議論を経て、早ければ 2011 年の通常国会への法案提出を目指す。契約ルールの全面改正は 1896 年の民法制定以来、初めて」(4月19日付日経新聞)とされる。是非この機会に、この点についても十分に議論が行われ、国民が納得できる結論を得た上で、立法的解決が図られることを期待したい。